

## 自然災害等により被災された山形大学入学志願者の検定料の免除について

山形大学

自然災害等により、被害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

山形大学では、被災された方の経済的負担を軽減し、志願者の受験機会を確保するために、令和5年度学部入学者選抜試験について、次のとおり検定料免除の特別措置を講じます。

### 1 免除対象となる入学者選抜試験

本学が実施する令和5年度学部入学者選抜試験（一般選抜，総合型選抜，学校推薦型選抜，社会人入試及び私費外国人留学生入試を対象。）とします。

### 2 対象者

令和5年4月に本学の学部に入学者を志願する方で、東日本大震災及び令和4年4月以降に発生した自然災害等により被災し、次のいずれかに該当される方を対象とします。

- (1) 志願者の学資を主として負担する者（以下「学資負担者」という。）が自然災害等において災害救助法の適用された区域に居住し、家屋等が全壊又は大規模半壊の被害を受けた者
- (2) 学資負担者が自然災害等により死亡又は行方不明の者
- (3) 学資負担者が自然災害等により失職した者
- (4) 福島第一原子力発電所の事故の際に、帰還困難区域（申請時点で指定されている区域）に居住していた者

### 3 本件に関する申請方法等

申請期限は出願期間前になりますのでご注意ください。

詳細は、本学ホームページ「学部入学志願者の検定料免除」でご確認願います。

<https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/entrance/kenteiryomenjo/>

※「総合型選抜Ⅰ」及び「総合型選抜Ⅱ」の検定料免除は、令和4年8月22日が申請期限となっておりますが、既に検定料を支払った方からの返還請求を受け付けますので、該当される方は、下記までお問い合わせください。

お問合せ先：山形大学エンロールメント・マネジメント部入試課

TEL (023) 628-4141